

初診時及び再診時の定額負担料金について

当院では次のような場合、診察の都度、一定額を患者さんにご負担いただいております。

初診の方

- 他の医療機関からの紹介状を持参せず直接来院された場合

医科5,500円、歯科3,300円

再診の方

- 当院から他の医療機関へ紹介の申し出を行ったにもかかわらず、患者さんの希望により、当院を受診された場合(診察の都度)

医科2,750円、歯科1,650円

皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

※ 保険医療機関相互間の機能分担及び業務連携の更なる推進を目的として、一般病床200床以上の地域医療支援病院については、定額負担(選定療養費)の徴収が義務付けられています。

なお、次の場合は定額負担の対象外となります。

- 救急搬送された方(軽症の場合を除く)
- 公費負担医療制度の受給対象となっている方
- 当院で他の診療科を受診されている方
- 外来受診後そのまま入院された方
- その他、当院が直接受診する必要性を特に認めた場合

青森県立中央病院長

初診時及び再診時の定額負担(選定療養費)Q&A

Q1 選定療養費とは何ですか？

A1 健康保険の自己負担とは別に、室料差額のように自費としてお支払いいただくことが、健康保険法で認められている項目のことです。

Q2 他医療機関からの紹介状がないと、青森県立中央病院では初診の診察をしてもらえないのですか？

A2 紹介状が必要な診療科と、紹介状がなくても診察を受けられる診療科があります。紹介状がない状態で診察を受けられる場合は、初診料に加えて、初診の定額負担(選定療養費)をお支払いいただくこととなります。

Q3 初診の人は、必ず選定療養費を請求されるのですか？

A3 紹介状を持参された方や公費の医療券(感染症法の医療券や特定疾患等の公費医療等の医療券)をお持ちの方、または、緊急、その他やむをえない事情により、他院からの紹介によらずに受診された方は、対象とはなりません。

なお、公費のうち「重度心身障害者医療費助成制度」、「ひとり親家庭医療費助成制度」、「乳幼児医療費助成制度」は、選定療養費の対象となり、お支払いいただくこととなります。

Q4 どのような場合に、初診となるのですか？

A4 健康保険法では、以下のような場合を初診と定めています。

- ① 当院を初めて受診される場合
- ② 以前に当院を受診したことがあっても、既にその病気が治癒している場合
- ③ 患者さんが任意で治療を中止された場合

なお、以下のような場合は、初診とはなりません。

- ① 現在、医師が治療を継続していると判断した方で、新たに他の科での診療を受けた場合
- ② 自費の診療中に保険の診療を受けた場合

※ ご不明な点がございましたら、医事第一課(726-8171)へお問い合わせください。

青森県立中央病院